

第 3 次奈良市市民参画及び協働による まちづくり推進計画（案） （令和 4 年度～令和 8 年度）

**令和 4 年 4 月 1 日
奈良市**

はじめに



令和4年4月

奈良市長

仲川先生

目 次

第1章 推進計画の概要

1. 推進計画の趣旨	1
2. 推進計画策定の経緯	1
3. 推進計画の体系	2
4. 推進計画の期間	2
5. 推進体制と進行管理	3
6. 実施計画	3

第2章 現状と課題

奈良市のまちづくりの現状と課題

1. 社会の情勢と本市の現状	6
2. 奈良市の実施計画の状況	8
3. 第2次推進計画の取組	9

第3章 計画の推進

1. 基本的な考え方	14
2. 基本方針と施策の方向性	17

資料

・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例	20
・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿	26
・奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会設置要領	27

第1章 推進計画の概要

1. 推進計画の趣旨

近年、社会を取り巻く状況の変化により、これまで行政が担ってきた公共サービスでは、多様化・複雑化する市民ニーズに対応することが難しくなってきました。また、少子・高齢社会の進展やライフスタイルの多様化に伴って自治会加入率が低下し、地域コミュニティの機能が弱まりつつあります。

一方で、大規模災害時の支援活動をはじめとして、福祉・文化・教育・環境保全など、幅広い分野でNPO・ボランティアの活動が活発化しており、公共サービスを担う存在として注目を集めています。

本市ではこのような状況を踏まえ、課題解決のためには多様な主体との協働を進めることが必要だと考え、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（以下、「条例」といいます）を制定するとともに、条例に基づく「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」（以下、「推進計画」といいます）を策定し、平成28年度に「推進計画」を見直し、「第2次推進計画」を策定し、多様な主体と協働しながら公共サービスの提供に取り組んできました。

今回、第2次推進計画の期間終了を迎えるに当たり、直近の状況を踏まえつつ、新たな課題に対応するために「第3次推進計画」を策定しました。

市民、公益活動団体、事業者、地域自治協議会など多様な主体と行政が、お互いを理解し、信頼関係を深め、協働してそれぞれが持っている力を高め合いながら地域の課題解決に取り組み、奈良市をより住みよいまちにしていけることが本計画の目的です。

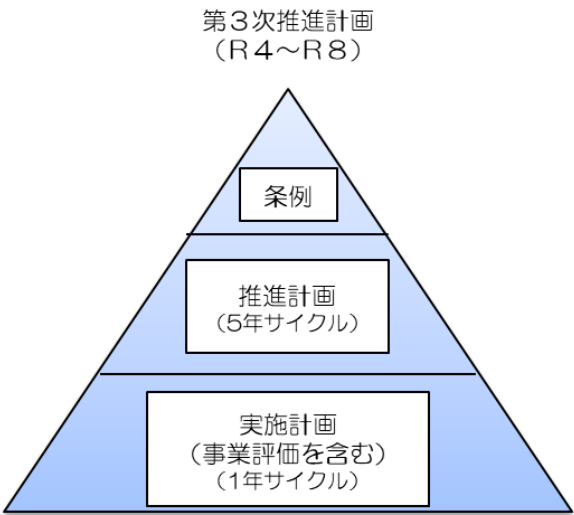
2. 推進計画策定の経緯

平成 18 年2月	「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」策定
平成 19 年 12 月	「奈良市市民公益活動推進方針」策定
平成 21 年7月	「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」施行
平成 22 年 12 月	「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定
平成 23 年7月	「奈良市第4次総合計画」策定
平成 28 年3月	「奈良市第4次総合計画 後期基本計画」策定
平成 28 年4月	「第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定
令和元年 12 月	「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」改正
令和4年4月	「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定

3. 推進計画の体系

第3次推進計画は、条例第 18 条に基づき、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められた計画です。市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに見直しを行います。

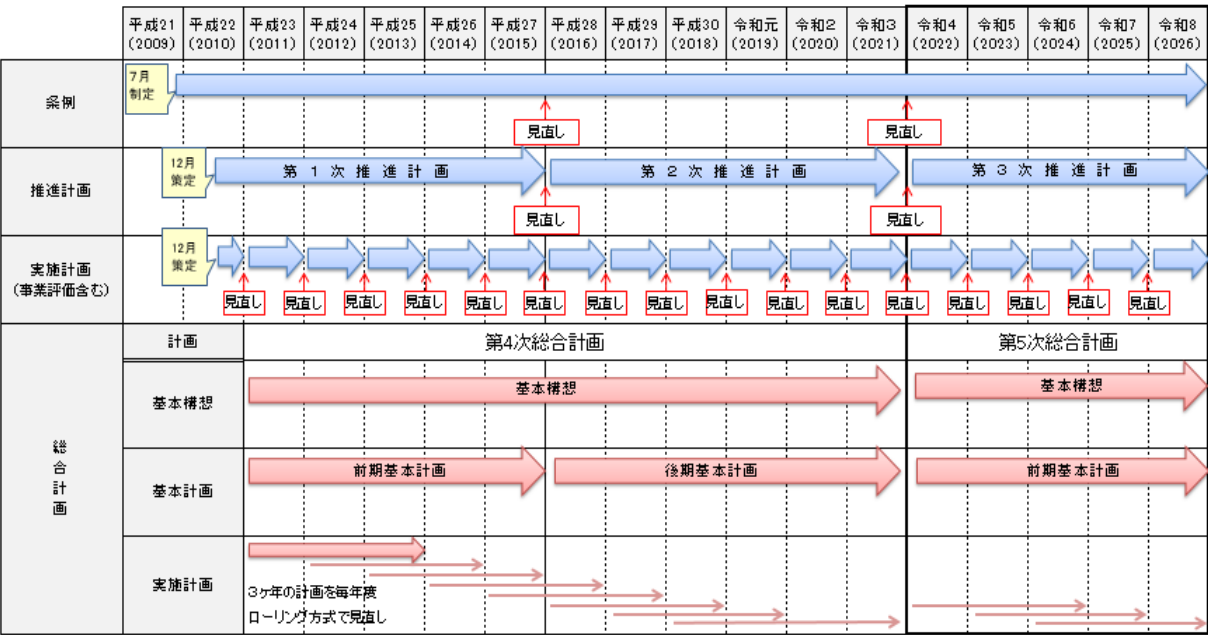
また、第3次推進計画に基づき講じる施策の実施計画(事業評価を含む)を毎年度とりまとめ、公表します。



4. 推進計画の期間

推進計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

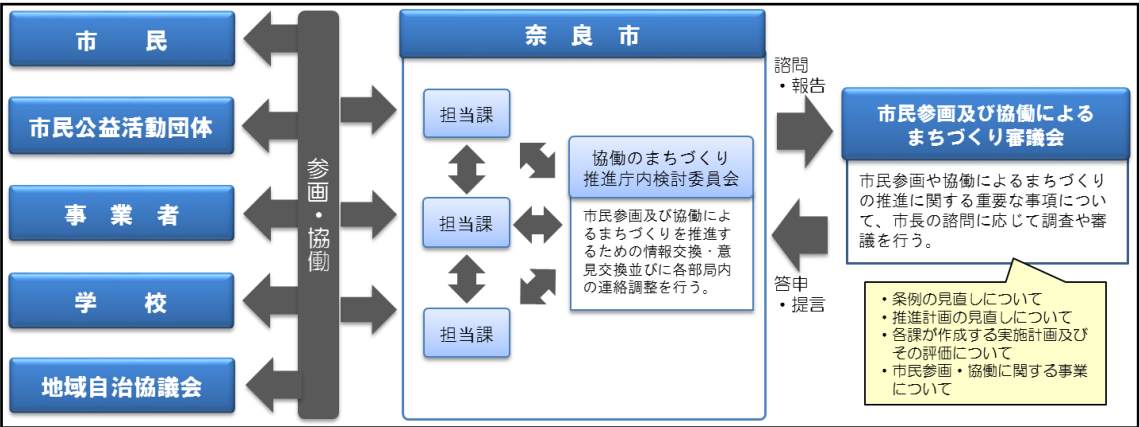
なお、今回から総合計画と第3次推進計画の計画期間を揃えることにより、一体的な運用を図ります。(第2次推進計画については、新型コロナウイルスの影響により、1年延長しました。)



5. 推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、部局間の連携を図り、着実かつ効率的に取組を進めていくため、「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」が協働に関する施策を総合的に推進していきます。

また、推進計画の進行管理については、条例第 20 条に基づく附属機関である「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」（以下「審議会」といいます）が状況を把握し、評価に努めます。



6. 実施計画

実施計画では、協働に関する施策の主な課題や成果指標の掲載、課題の解決に向けた具体的な取組や進捗状況の確認等によるPDCAサイクル¹を確立し、推進計画の着実な推進を図ります。



¹ 計画（Plan）を実行（Do）した後に、評価（Check）を行って改善（Action）に結びつけることで、その結果をさらに次の計画に活かすプロセスのことをいいます。

用 語 の 定 義

推進計画における各用語の定義は、条例に基づき以下のとおりとします。

● 市民参画

……市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわること。

● 協働

……市民や市民公益活動団体、事業者、学校等さまざまな主体と市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むこと。

● 市民

……市内に居住し、通勤し、又は通学する者。

● 事業者

……市内において事業を行う法人その他の団体及び個人。

● 学校

……学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校、専修学校及び各種学校。

● 地域自治協議会

……共同体意識の形成が可能な一定の地域(おおむね市立小学校の通学区域をいう。)において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するもの。

● 市民公益活動

……市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。

● 市民公益活動団体

……自治会など地縁に基づいて組織された団体(地域自治組織)や特定非営利活動法人(NPO法人)、ボランティア団体など、市民公益活動を継続的に行うもの(5ページ参照)。

市民公益活動団体の具体例

(注)すべての市民公益活動団体を網羅したものではありません。

No.	名 称	定 義
1	自治会	よりよい地域社会になるよう、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに助け合い、支え合ったり、親睦を深めたりする活動を行っている団体。
2	地区自治連合会	地区内の単位自治会が連合して組織された団体。単位自治会相互の連絡調整を図り、市からの連絡依頼事項の住民への周知や市政に対する住民要望事項の進達など、単位自治会の集約機能を果たす団体。
3	地域婦人団体	地区内の女性により構成された、親睦、隣保扶助を目的とした団体。
4	地区万年青年クラブ連合会	地区内の単位万年青年クラブが連合して組織された団体。万年青年クラブとは老人クラブのことで、高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上や健康の増進のための活動、社会奉仕などの活動を行っている。
5	人権教育推進協議会	人権教育の研修を深め、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題の解決を市民一人ひとりが正しく受けとめるため、人権教育を研究推進し、基本的人権の確立をめざす地域社会づくりを目的とする団体。
6	中学校区地域教育協議会	地域で決める学校予算事業（地域全体で子どもを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする）に基づき、中学校区を単位として組織された団体。
7	幼稚園PTA	市立幼稚園ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。
8	小学校PTA	市立小学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。
9	中学校PTA	市立中学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。
10	スポーツ協会	スポーツ活動を通して住民の健康維持や親睦を図る団体。
11	中学校区少年指導協議会	青少年の健全育成や非行防止のために、見守り活動や街頭指導などを行う団体。
12	子ども会	子ども達の健全育成を目的として地区内の保護者と子ども、指導者等により構成された団体。
13	ガールスカウト	少女一人ひとりの自主性と、人に役立つことに喜びを感じる心を育てることを目的として活動する団体。
14	ボーイスカウト	心身ともに健全な青少年を育成し、奉仕の精神を養成するとともに人のために役立つ人間づくりを目的として活動する団体。
15	地区社会福祉協議会	住民が抱える様々な問題や課題について協議する中で、その課題解決に向けた取り組みを地域福祉活動として具体化していく団体。
16	地区民生児童委員協議会	地域住民の身近な相談相手として、必要な支援を行う民生委員・児童委員によって組織された団体。
17	遺族会	戦没者遺族の福祉増進のために活動を行う団体。
18	地区赤十字奉仕団	赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成され、住みよい地域社会のため様々な奉仕活動に取り組む団体。
19	自主防災防犯組織	自分たちの地域を自分たちで守るため組織し、自主的な防災・防犯活動に取り組む団体。
20	女性防災クラブ	家庭での火災予防の知識の習得や、防火・防災意識の啓発などを目的として、地域の女性が中心となって活動している団体。
21	消防団	火災や風水害等の災害、有事の際に非常勤の地方公務員として消防業務に従事する団体。
22	NPO法人	「NPO」は「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。
23	ボランティア団体	自主性、無報酬、公共性を重んじて主に奉仕活動を行っている団体。
24	地域自治協議会	共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するもの。

第2章 現 状 と 課 題

1. 社会の情勢と本市の現状と課題奈良市のまちづくりの現状と課題

(1)人口減少と市民ニーズの多様化

【現状】

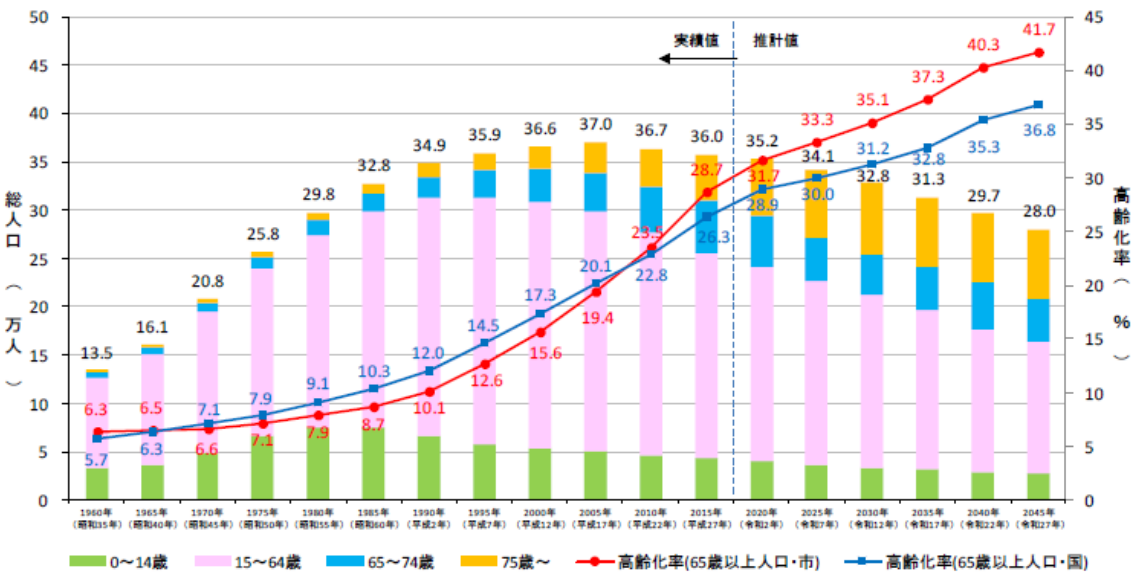
本市の人口は2005年(平成17年)をピークに減少に転じており、2040年(令和22年)には30万人を割り込むことが見込まれます。

□年齢構成については、0～14歳(年少人口)や15～64歳(生産年齢人口)が今後大きく減少する一方で、65歳以上(高齢人口)は増加し、高齢化率は2040年(令和22年)に40%を上回ることが予測されています。

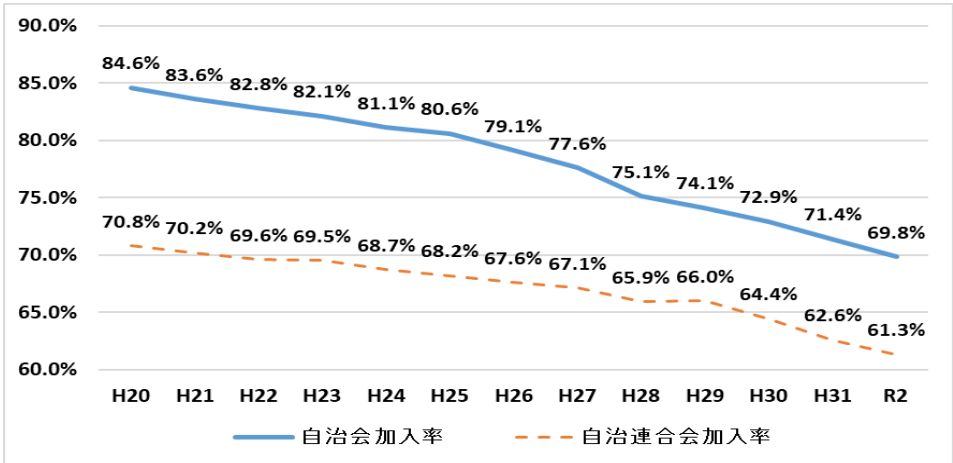
□年齢別の人口構成をみると、1985年(昭和60年)は、団塊世代にあたる35～39歳と、団塊ジュニア世代である10～14歳に人口の隆起がある人口構成でした。2015年(平成27年)は団塊世代が65～69歳に到達したことによって、1985年(昭和60年)に比べ高齢人口が隆起している一方で、団塊ジュニア世代の子ども世代が少なく、年少人口の隆起は見られません。2045年(令和27年)には、団塊ジュニア世代も65歳以上になることから、さらに高齢人口の隆起が大きくなる一方で、年少人口はさらに減少し、少子高齢化が一層顕著になると見込まれます(図表1)。

また、少子高齢化に加え、人々のライフスタイルが多様化する中で、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が進み、自治会加入率が年々低下する一方(図表2)、地域課題や市民ニーズは増加・多様化しており、行政だけで対応することが困難になってきています。

図表1 奈良市の将来人口の見通し



図表2 自治会加入率推移

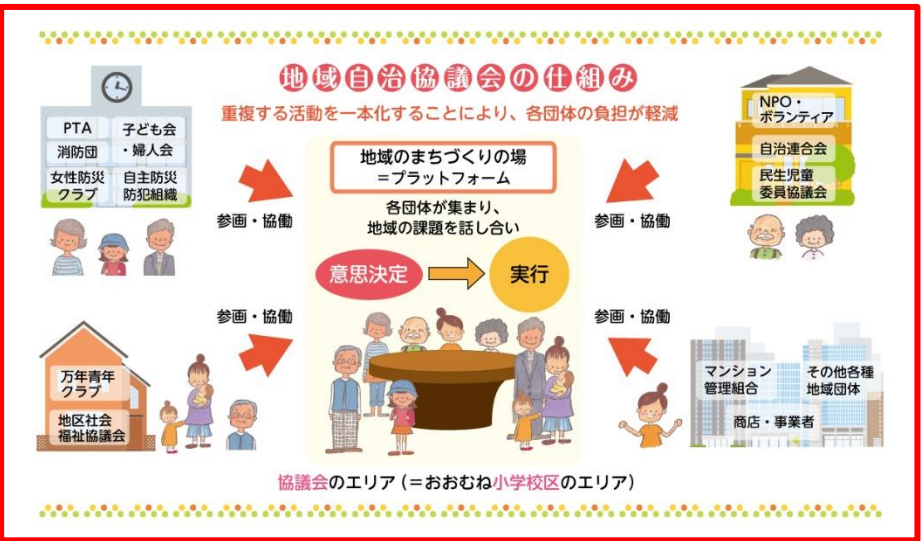


(2)住民自治の拡充

行政の手の届かない地域の課題に対しては、個人や家庭で取り組めることは個人や家庭が取り組み、個人や家庭が取り組めないことは地域が取り組み、個人・家庭や地域でも取り組めないことは行政が取り組むという「補完性の原理」に基づき、地域住民自らが主体となってその解決に取り組んでいくことが重要です。自治会加入率が低下し、地域コミュニティが弱体化している中で、地域で活動する様々な団体の協力・連携のもと、地域コミュニティを再構築していくことが急務となっています。

本市においては、地域のことは地域自らが決め、それを実行するための組織として、地域自治協議会(図表3)を「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に新たに定義し、これからのまちづくりにおける新たな協働のパートナーとして拡充を図る必要があります。

図表3 地域自治組織の構成イメージ

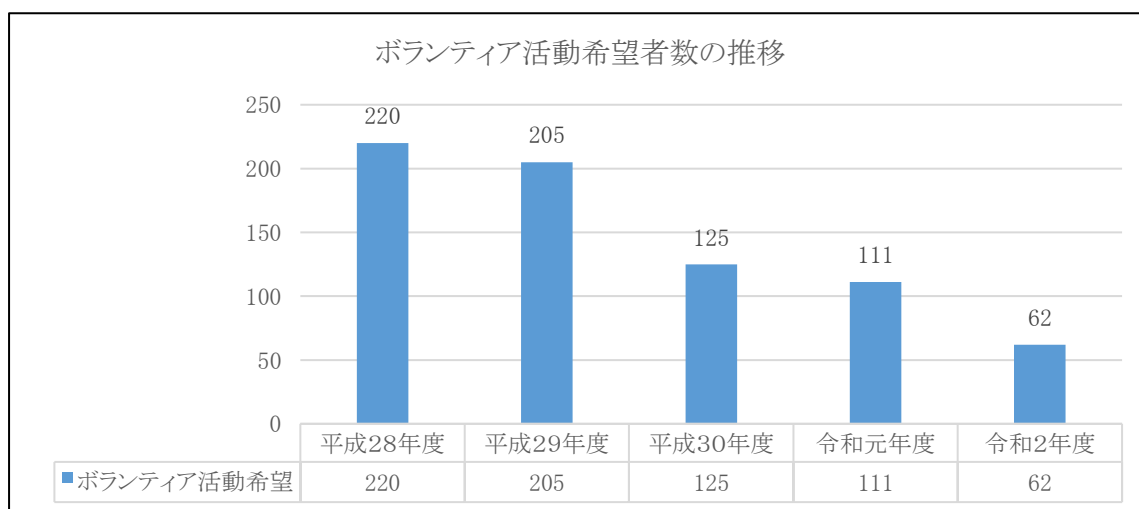


(3)市民公益活動の展開

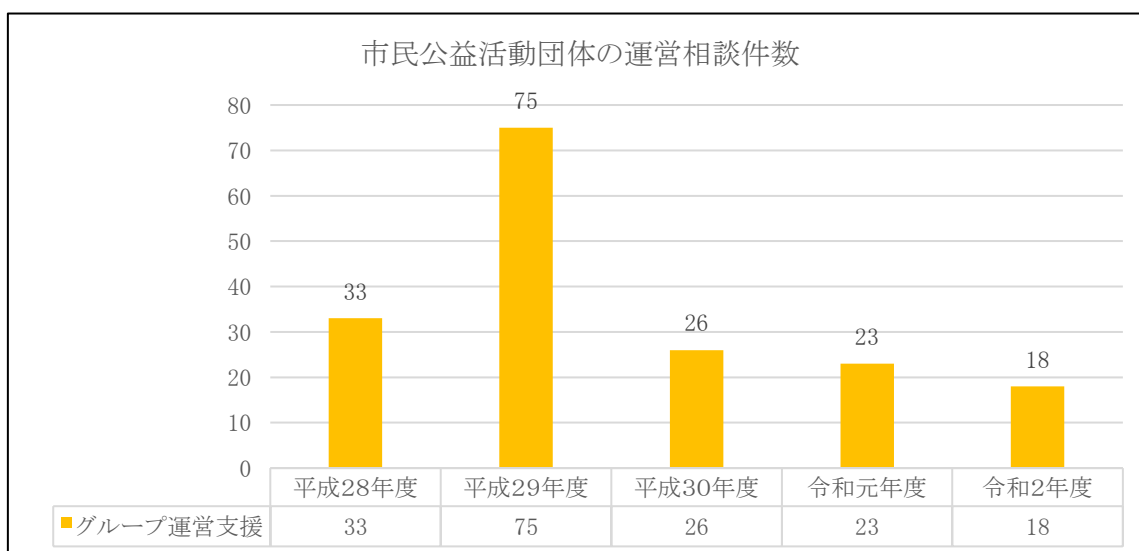
近年、ボランティア活動の希望者は減少傾向にあり、新たな担い手不足や、中間支援組織として機能していた奈良 NPO センターが閉鎖となり、団体への十分な支援ができない状況となっています。

こうしたことから、市民公益活動を活性化するために、ボランティアの担い手不足の解消や、市民公益活動の支援(図表4・5)や、地域課題の解決を図るため、ボランティアインフォメーションセンターやボランティアセンター(図表6)が中間支援組織としての役割を果たすことが重要となってきました。

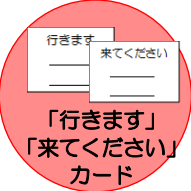
図表4 ボランティアインフォメーションセンター・ボランティアセンター
ボランティア活動希望者数の推移



図表5 ボランティアインフォメーションセンター・ボランティアセンターの
市民公益活動団体の運営相談件数



図表6 ボランティアインフォメーションセンター・ボランティアセンターの役割

	ボランティア インフォメーションセンター	ボランティアセンター
		
各センターで 出来ること 	 市民公益活動支援 に関する講座  団体の設立や運営 に関する相談  専門家相談	 ボランティア 活動保険  調理室や和室の 貸館  災害ボランティア の拠点
両センターで 出来ること 	ボランティア・NPO等の拠点  ボランティアの マッチング  ボランティア 相談  「行きます」 「来てください」 カード  ボランティア ・メンバー 募集冊子発行  ボランティア に関する講座	

2. 奈良市の実施計画の状況

平成 21 年 7 月に施行した「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に基づき、市民や市民公益活動団体、事業者、学校、そして市が、互いに努力し、連携協力して、市民参画と協働によるまちづくりを進め、住みよいまちを実現するために、「第 3 次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定しています。

さらに、それぞれの主体を取り巻く現状を踏まえ、課題を解決していくために、実施計画を定め、各部署において市民参画及び協働の推進に取り組んでいます。

各施策の実施計画は、毎年度、その実施状況について PDCA サイクルに基づいた見直しを行い、市民の皆さまに公表しています。

平成 28 年度から「実施計画」の評価を行政だけでなく、協働相手からも意見と評価をしてもらい、意見交換や情報共有の機会の増加及びより分かりやすい評価シートの作成に取り組みました。

【協働事業相互評価・総合点平均】

年度 評価※	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
A評価	48 件	50 件	48 件	50 件	
B評価	28 件	27 件	26 件	30 件	
C評価	4 件	1 件	0 件	1 件	
D評価	0 件	0 件	0 件	0 件	
E評価	0 件	0 件	0 件	0 件	
開催せず	2 件	1 件	1 件	1 件	
合計	82 件	79 件	75 件	82 件	
総合点平均	74.3 点	76.1 点	76.2 点	77.6 点	

【評価の基準】 ※行政(50 点満点)・協働相手(50 点満点)の評価点を合計して算出

A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価
90～76 点	75～61 点	60～46 点	45～32 点	31～18 点



3. 第2次推進計画の取組

第2次推進計画では、各部署において実施計画の進捗を図るとともに、以下のような基盤整備を行う必要性について言及していました。そこで、第2次推進計画の総括として、基盤整備に向けた取組の成果をまとめました。

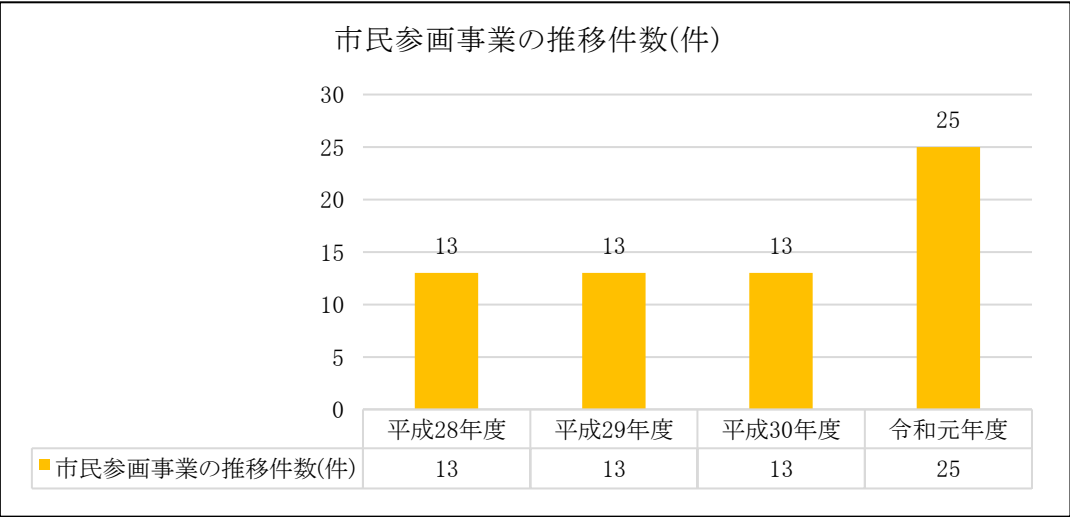
基本方針1 市民参画及び協働の推進

【基本施策】

① 審議会などへの市民参画の推進

・市民参画の状況を把握するために調査を実施した。

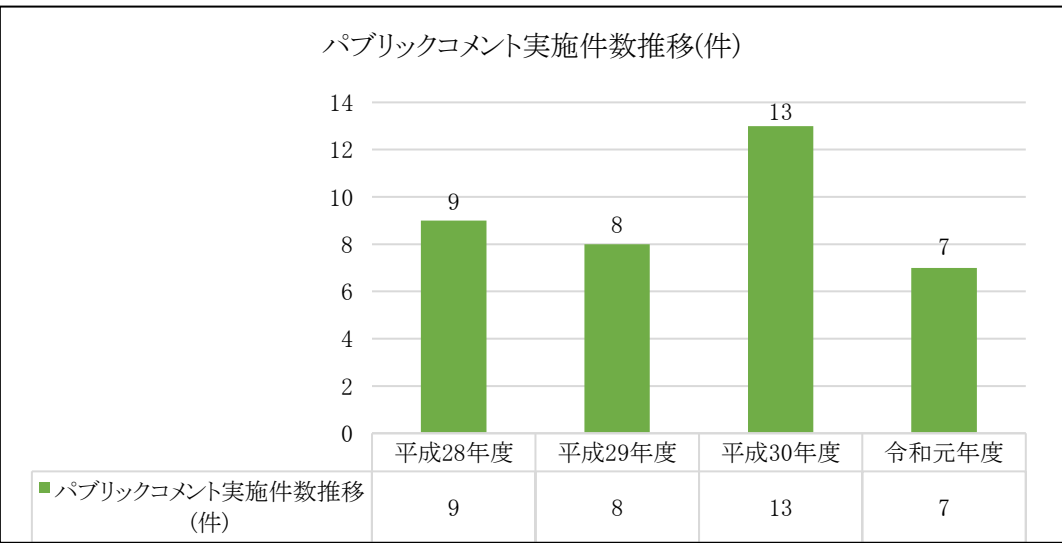
【市民参画事業の件数推移】



② 市の施策への市民の発案の反映

・パブリックコメントを継続して実施

【パブリックコメント実施件数推移】



・SNSの活用による「フェイスブック」や「ツイッター」等による積極的な情報発信

【SNS活用部署数】

SNS	部署数
ツイッター	31
フェイスブック	3
インスタグラム	4
ライン@	1

③ 総合的・計画的な推進

・市ホームページで「市民参画及び協働のまちづくり推進計画」「実施計画」の公開



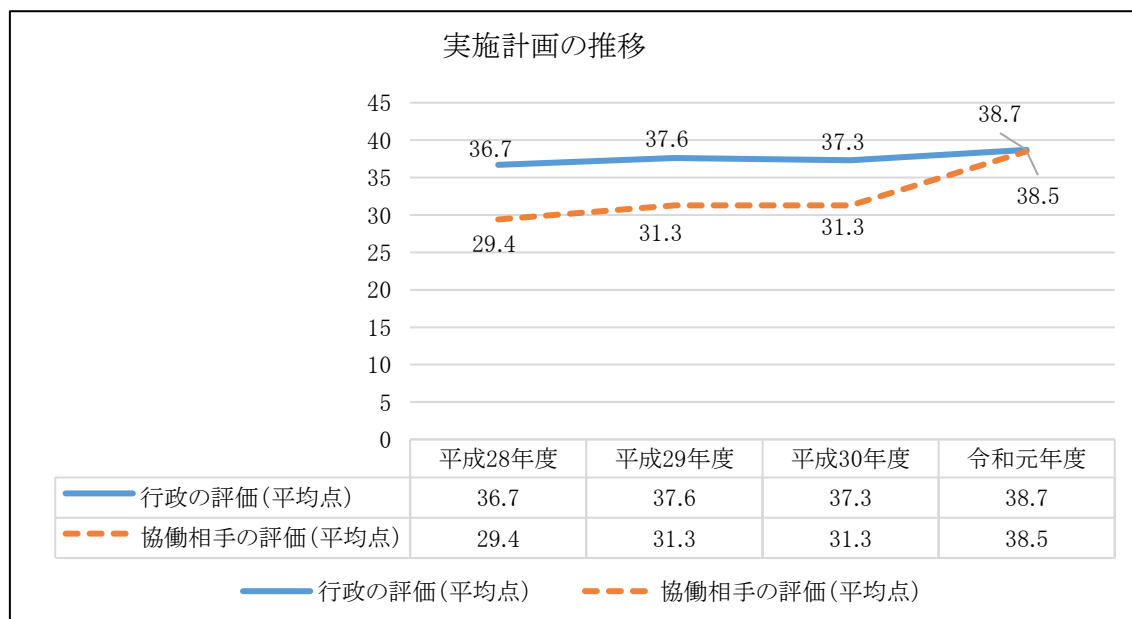
基本方針2 ボランティア・NPO活動の活性化

【基本施策】

① 市民や市民公益活動団体と行政との役割分担の構築

- ・「実施計画」の評価を行政だけでなく、協働相手からも意見と評価をしてもらい、意見交換や情報共有の機会の増加に取り組んだ。

【実施計画評価の推移】



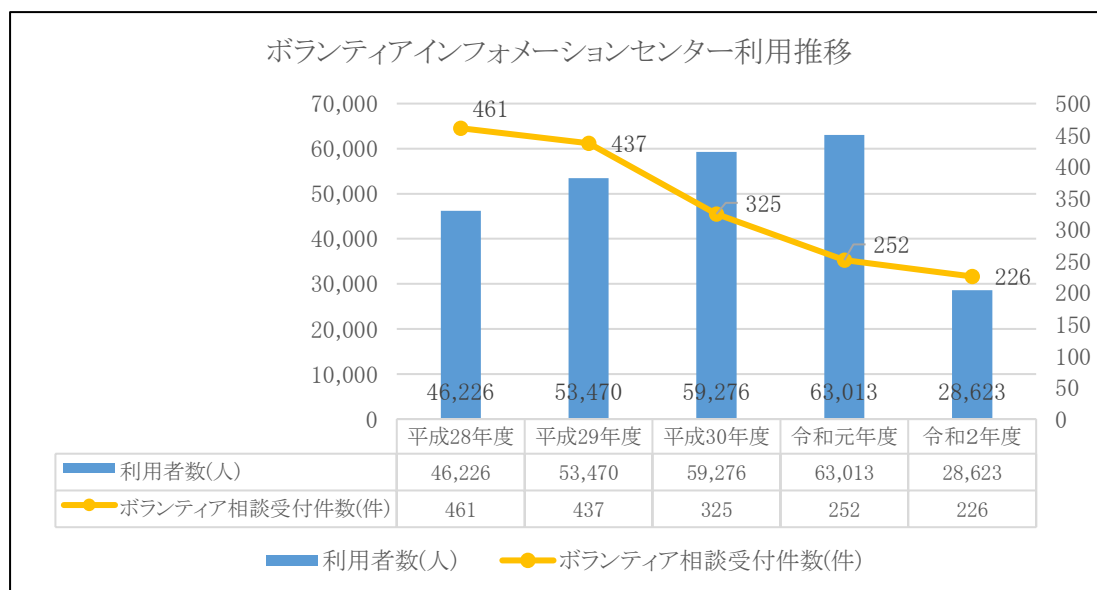
② 市民公益活動団体への積極的な情報提供

◇ボランティアインフォメーションセンター(はぐくみセンター1階)

※以下、「ボランティアインフォメーションセンター」

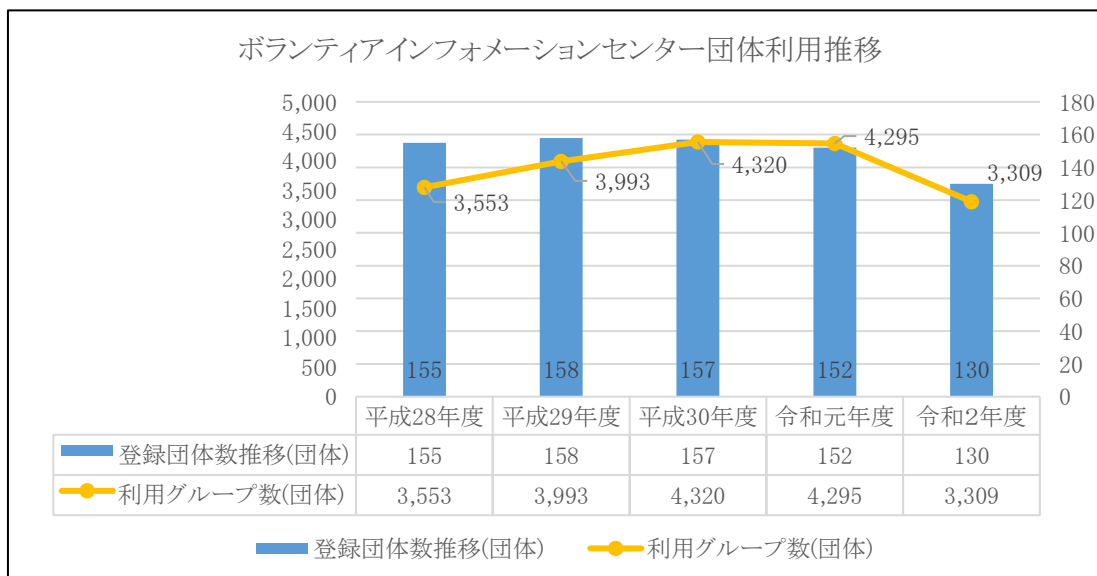
- ・ホームページのリニューアル及び「ツイッター・YouTube」による情報発信
- ・市民公益活動団体など各主体の活動内容についての情報発信や共有できる機会として、「HUG²祭り」を毎年度開催

【ボランティアインフォメーションセンター利用者推移】



※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少

【ボランティアインフォメーションセンター団体利用推移】



※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少

【HUG'祭り推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	793 人	923 人	1,146 人	1,296 人
参加団体数	47 団体	38 団体	56 団体	59 団体
満足度(良かった)	78%	81%	82%	81%

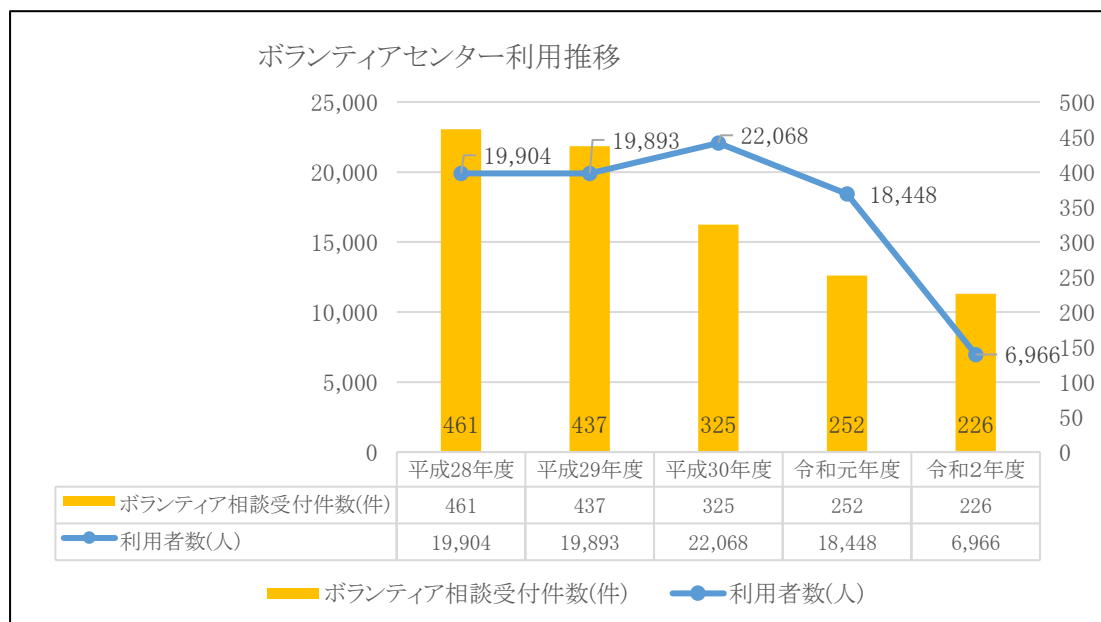
※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により未実施。

◇ボランティアセンター（東福祉センター西隣）

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営

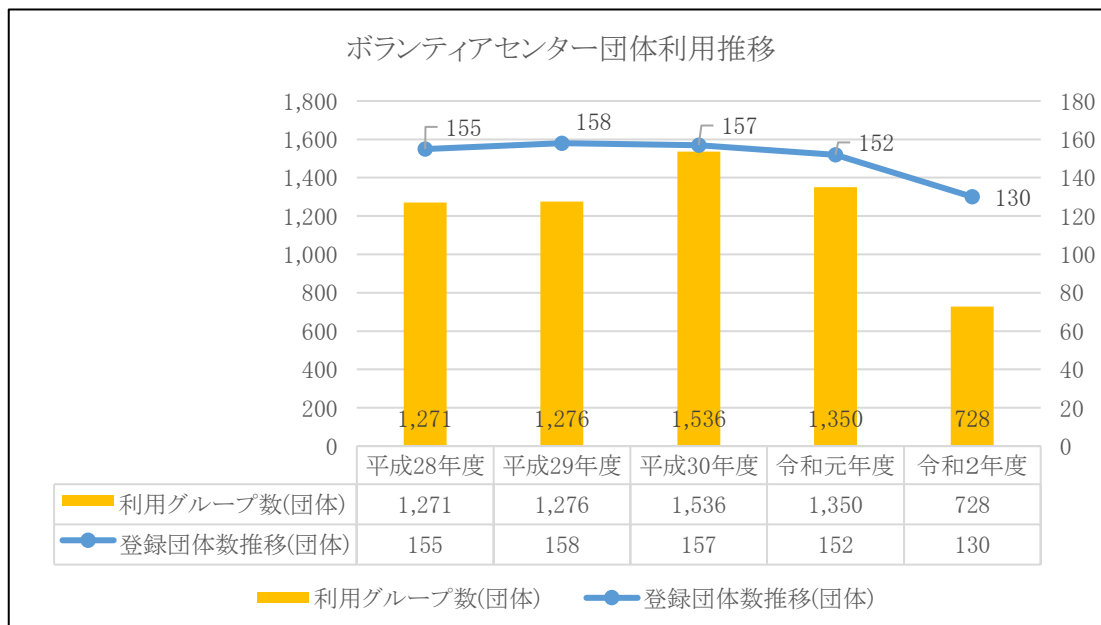
- ・ホームページや「フェイスブック」による情報発信
- ・登録ボランティアグループ活動紹介誌の発行

【ボランティアセンター利用推移】



※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少

【ボランティアセンター団体利用推移】



※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少

◇両センター

- ・ボランティア募集情報誌や活動メンバー募集一覧を発行
- ・「行きます」「来てください」カードによる情報発信
- ・「ボランティア登録制度」による情報発信(2021.3.1 より)



③ 市民公益活動の主体となる人材の育成

◇ボランティアインフォメーションセンター

- ・ボランティア入門講座の実施
- ・ボランティア養成講座の実施
- ・市民公益活動団体と協働によるボランティア養成講座の実施

【ボランティア入門講座推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	12 回	12 回	7 回	4回	5 回
参加者数	126 人	221 人	98 人	109 名	36 人
満足度※	82.8	95.8	85	88	90.5

※講座ごとのアンケートを100点満点に換算し、平均をとったもの

※令和2年度は1月オンライン配信のみの実施。3月は集合型とオンライン配信の同時開催。

◇ボランティアセンター

- ・ボラカフェの実施
- ・登録グループと協働による講座や事業の実施

【ボラカフェ参加者実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	11 回	11 回	11 回	9 回	8回
参加者数	320 人	359 人	373 人	309 人	128 人

④ 協働型社会に向けた意識づくり・環境づくり

・平成 30 年度より協働のための職員研修を再開した。

【協働のための職員研修受講者アンケート(理解度)】

	平成 30 年度		令和元年度	
	回答数	割合	回答数	割合
よく理解できた	15	16.3%	26	46.4%
ある程度理解できた	74	80.4%	30	53.6%
あまり理解できなかった	2	2.2%	0	0.0%
ほとんど理解できなかった	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	1.1%	0	0.0%
合計	92	100.0%	56	100.0%

※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により未実施。

⑤ 市民公益活動の拠点となる施設の運営

・市民公益活動の拠点として、ボランティアセンターやボランティアインフォメーションセンターを引き続き運営した。

・両センターでは、会議室などの提供やロッカー・メールボックスの貸出など、ボランティア活動の拠点として運営した。

・ボランティアインフォメーションセンターにおいて、市民公益活動団体を支援するために資金調達講座や会計支援講座、広報デザイン講座などを実施。

・ボランティアインフォメーションセンターにおいて、市民公益活動団体の運営などをサポートするためにNPO運営設立相談会やNPO会計個別相談会、NPOのためのSNS運用相談会などを実施。

講座満足度

【市民公益活動団体を支援するための講座】

(資金調達講座や会計支援講座、広報デザイン講座など)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	6 回	8 回	3 回	10 回	5回
参加者数	37 名	75 名	60 名	81 名	54 名
満足度※	90	89	91	90	96

※講座ごとのアンケートを100点満点に換算し、平均をとったもの

【市民公益活動団体の運営などをサポートするための講座】

(NPO運営設立相談会やNPO会計個別相談会、NPOのためのSNS運用相談会)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施回数	13 回	14 回	10 回
参加者数(相談件数)	38 件	39 件	26 件
満足度※	100	97.5	99.6

※講座ごとのアンケートを100点満点に換算し、平均をとったもの

⑥ 市民公益活動へのきっかけづくりと推進

- ・奈良市ポイント制度ボランティアポイントを活用し、ボランティア活動へのきっかけづくりや活動の推進を図った。
- ・毎年度NPO法人条例指定制度の指定団体を募集し、令和2年度10月時点の条例指定団体は3団体となった。

奈良市ポイント制度キャラクター



ななポン

ららポン

基本方針3 地域活動の推進

【基本施策】

① 市民の地域コミュニティの一員としての意識向上

- ・転入者に自治会加入促進チラシの配布を行った。
- ・地域の課題について考える「地域コミュニティワークショップ」やセミナーを実施した。

【地域コミュニティワークショップ・セミナー等開催実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施地区数	0地区	3地区	3地区	7地区	2地区

② 地域コミュニティ活動の拠点となる施設の整備

- ・既存の公共施設を活用して地域自治協議会の拠点整備を行った。

【拠点整備実施内容】

令和元年度

- ・公民館分館の地域ふれあい会館への移行(2施設)
- ・学校の余裕教室や公民館旧管理人室の改修(3施設)
- ・その他既存の拠点施設の改修(2施設)

令和2年度

- ・公民館分館の地域ふれあい会館への移行(1施設)

③ 地域における新たな協力・連携の仕組みの構築

- ・地域における新たな協力・連携の仕組みとして、「地域自治協議会」の設立要件を定め、各地区でのセミナーや説明会などを通して意識醸成を図った。
- ・地域自治協議会準備交付金による設立支援及び地域自治協議会の認定及び立ち上がり支援交付金による設立後の初期活動支援を行った。
- ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例を改正し、新たに地域自治協議会の定義及び役割を追加することにより、市の協働のパートナーとしての位置付けを明確にした。

【準備会及び地域自治協議会認定実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
準備会設置地区数	15地区	1地区	2地区
認定地区数	—	11地区	1地区

- ・地域が自立して活性化や課題解決のために活動できるようにコーディネートし、また、地域単独では課題解決が困難な場合には、行政の窓口として相談を受け、関係課とのパイプ役となり、課題解決に向けた支援を行う職員として、市役所本庁及び各出張所、行政センターに地域づくりコーディネーターを計10名配置し、行政窓口の一本化及び地域自治協議会の設立・運営への支援体制を構築した。

第3章 計画の推進

1. 基本的な考え方

本計画(計画期間令和4年度～令和8年度)は、条例に定める目的やまちづくりの基本理念・基本原則、また「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」において定めた協働の原則に基づき、新たな視点を加えたうえで、基本方針や施策の方向性を定め、取組を進めていきます。

(1) 目的

個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とします。(条例第1条)

(2) 基本理念

本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

(条例第3条)

(3) 基本原則

前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

(条例第4条)

(4) 協働の原則

① 対等であること

お互いに上下の関係ではなくパートナーとして対等の関係を保とう。



② 相互に理解すること

お互いの立場や特性を理解し尊重したうえで、それぞれの役割を明確にして協働の取組を行っていかう。



③ 自主性を尊重すること

行政は、協働の相手のもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しよう。



④ 自立化を進めること

依存や癒着の関係に陥ることのないよう、協働の相手が自立にむかうように協働を進めよう。



⑤ 目的を共有すること

協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていかう。



⑥ 補完しあうこと

両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担しよう。



⑦ 公開すること

協働事業についてプロセスや結果等の情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことで、協働に対する市民の理解を得よう。



⑧ 共に変わること

協働をととしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識を持とう。



⑨ 期限を決めること

協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことで、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつづけよう。



「ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針(平成 18 年)」より

2. 基本方針と施策の方向性

(1) 基本方針

計画期間の5ヶ年で取り組むべき方向性として、3つの基本方針を定めます。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 基本方針1 | 市民参画及び協働の推進 |
| 基本方針2 | ボランティア・NPO活動の活性化 |
| 基本方針3 | 地域自治協議会による地域づくりの推進 |

(2) 施策の方向性と取組

基本方針1 市民参画及び協働の推進

地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化する中、様々な立場の人々の意見や考えを踏まえた上で市政を推進していかなければなりません。企画立案の段階から実施中、そしてその後の評価に至るまで、あらゆる段階において協働の手法を考え、実施することで、さらなる効果や結果が期待できます。

【基本施策】

① 市政への市民参画の推進

多様なツールを活用し、市民参画・協働の推進手法に応じた効果的な発信方法の検討や、情報を届けたい相手や地域に合わせた編集・発信を行います。

また、複雑化・多様化している市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、ホームページ、電子メール、SNS等の活用により、幅広く市民の意見や提言をいただくとともに、条例、計画等の策定段階で市民からの意見募集や地域などにおける意見交換を行うなど、市民参画を進めます。

② 職員の意識改革・人材育成

市民に対し、部署による対応の差が生じることのないよう、各部署で行っている市民参画及び協働の取り組みや成果等について情報を共有し、それぞれの協働事業に反映するなど、全庁的な協働の推進を進めます。

また、市民等からの協働に関する相談等の窓口機能を果たすだけでなく、職員を対象とした協働研修を開催することで、職員一人一人が協働の意義や必要性を十分に理解し、積極的に協働を推進できるよう取り組みます。

基本方針2 ボランティア・NPO活動の活性化

社会課題や地域課題が多様化・複雑化する昨今において、行政によるきめ細かなサービスの提供が難しい社会課題に対し、特段の問題意識を持ってその改善・解決に向けて取り組んでいるボランティアNPOが数多く存在しています。

一方で、ボランティア・NPO活動を行う団体の多くが、会員の不足や高齢化、財源及び活動場所の不足などの課題を抱えているのも事実です。

ボランティア・NPO活動は市民の興味・関心等から自主的に行われる活動ではありますが、その活動は社会・地域の課題や市民ニーズに応えるものであり、市としてはその活動を支援する必要があると考え、地域課題や市民ニーズを把握するとともに、市民公益活動団体への情報提供、活動の主体となる人材の育成、活動場所の提供を行っていきます。

【基本施策】

①協働型社会に向けた意識づくり

ボランティア活動の拠点となる施設の運営を通して、積極的な情報提供及び活動の主体となる人材を育成し、市民のボランティア活動への意識づくりと環境を整備します。また、多様化するボランティアのニーズを把握し、ボランティアをコーディネートしていくことにより、ボランティアをしてほしい人になりたい人とをマッチングする仕組みを構築します。

あわせて、ボランティアの担い手不足の解決策として、市とボランティア団体が協働して講座等の事業を展開します。

②ボランティア・NPO団体や地域コミュニティとの協働

地域社会にどのような専門性や特性を持った人がいるかを発掘し、若年層を中心とした多様な人材を確保できるよう、ボランティア・NPOや地域コミュニティと積極的に連携することで、より多くの「市民参加型」、「市民自治型」事業の創造を目指します。

③市民公益活動へのきっかけづくりと推進

奈良市ポイント制度を構成するポイントのうち、ボランティアに関する市の事業に参加した際に付与されるボランティアポイントを活用することで、市民のボランティア活動へのきっかけづくりや活動の推進を図ります。

基本方針3 地域自治協議会による地域づくりの推進

令和2年6月現在、奈良市では11地区で地域自治協議会の取組が進められていますが、まだ全ての地域での地域自治協議会設立には至っていません。

自治会加入率が年々低下を続ける中で、全ての住民が当事者として、地域づくりの活動に参加することができる仕組みを構築していくことが急務となっています。

市としては、市内の全地域で早期に地域自治協議会が設立されるよう、引き続き財政支援を行うとともに、未設立地区がスムーズに地域自治協議会の設立に取り組めるよう、各種団体への補助金の整理や、地域自治協議会の持続可能な運営体制の構築に向けた支援を行っていく必要があります。

【基本施策】

①地域自治協議会準備交付金及び立ち上がり支援交付金による支援

地域自治協議会設立に取り組む地域に対する設立支援として準備交付金を交付するとともに、認定した地域自治協議会に対して最初の3年間、立ち上がり支援交付金による支援を行います。

②各種団体への補助金の見直し

地域の各種団体に対して、市の各所管課から様々な補助金等による支援が行われていますが、より効果的に地域課題の解決につなげていただけるよう、既存の各種補助金を統合した「一括交付金制度」の構築を進めます。

③庁内連携体制の強化

地域担当職員として地域づくりコーディネーターを配置し、地域が自立して活性化や課題解決のために活動できるようにコーディネートを行います。地域単独では課題解決が困難な場合には、行政の窓口として相談を受け、関係課とのパイプ役となり、課題解決に向けた支援を行います。

④地域の拠点施設の整備

地域自治協議会の取組を進めるためには、拠点となる事務所の整備が必要不可欠です。地域ふれあい会館が整備されている地域については、地域ふれあい会館を地域の拠点施設と位置付け、地域ふれあい会館が整備されていない地域については、既存の公共施設を有効活用することにより、地域自治協議会の拠点整備を行います。

資料

○奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

平成21年6月25日条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 まちづくりの基本理念等(第3条・第4条)

第3章 市民等の役割及び市の責務(第5条－第9条)

第4章 市民公益活動の推進(第10条－第12条)

第5章 市政への参画及び市との協働(第13条－第17条)

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(第18条)

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置(第19条)

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置(第20条)

第9章 条例の検討(第21条)

附則

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 市民公益活動団体 地域自治組織(自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (8) 地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域(おおむね市立小学校の通学区域をいう。)において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) 全ての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

(まちづくりの基本原則)

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっ

とって、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、地域自治協議会及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、地域自治協議会及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

(地域自治協議会の役割)

第8条の2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する事項は、規則で定める。

(市の責務)

第9条 市は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。)の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会が行う市民公益活動を促し、必

要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

- 3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。
- 4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

第4章 市民公益活動の推進

(情報の収集及び共有)

第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

- 2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の機能の充実)

第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

第5章 市政への参画及び市との協働

(市政への参画の機会等)

第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の全てにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市民参加の方法及び実施)

第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

- 2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続(市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。)を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地

が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

- 3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。
- 4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関(以下「審議会等」という。)の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体及び地域自治協議会が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。
- 4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直さなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必要に応じて市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 条例の検討

(条例の検討)

第21条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。
(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員	日 額 10,000円
------------------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿

令和3年6月1日現在

	氏名	職名
会長	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
副会長	辻中 佳奈子	弁護士
委員	磯野 奈緒	なら NPO よろづ相談所「えんのした」所長
委員	伊藤 俊子	奈良市女性防災クラブ連合会 会長
委員	梅田 直美	奈良県立大学地域創造学部 准教授
委員	作間 泉	奈良市自治連合会 会長
委員	濱田 真人	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 事務局長
委員	矢本 亜矢	三笠中学校区地域教育協議会 地域コーディネーター

敬称略 五十音順

奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会 設置要領

(目的及び設置)

第1条 持続的発展可能な住みよいまちの実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の団体と相互に連携して、まちづくり、地域づくりを総合的かつ効果的に推進するため、奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民部担当副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第3条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 検討委員会に、その所掌事務の細部にわたる事項についての調査研究及び素案の作成等検討委員会会議の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事長は、地域づくり推進課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を総理し、必要に応じ、会議を招集する。
- 5 幹事長は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 幹事会会議の円滑な運営及び具体的なテーマに即して所掌事務に当たするため、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、幹事長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会にリーダー及びサブリーダーを置き、部会の構成員の互選によりこれを定める。
- 4 リーダーは、部会を総理し、幹事長への報告を行うものとする。

- 5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月17日から施行する。

(奈良市協働のための庁内推進会議設置要領の廃止)

- 2 奈良市協働のための庁内推進会議設置要領(平成22年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日改正)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月7日改正)

この要領は、平成29年9月7日から施行する。

附 則(平成30年4月1日改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

検討委員会委員

副市長	市民部長
教育長	福祉部長
公営企業管理者	子ども未来部長
法令遵守監察監	健康医療部長
CIO	環境部長
消防局長	観光経済部長
危機管理監	都市整備部長
総合政策部長	建設部長
総務部長	教育部長
総務部理事	

別表第2(第4条関係)

幹事会構成員

危機管理課長	環境政策課長
秘書広報課長	観光戦略課長
総合政策課長	都市計画課長
総務課長	土木管理課長
地域づくり推進課長	経営企画課長
福祉政策課長	消防局総務課長
子ども政策課長	教育政策課長
医療政策課長	地域教育課長